

「丁度八三炭礦問題もまた夏刈交渉をもつてある」
道丁がる櫛屋謙太郎、十一月十四日櫛屋が立候て恩賜御恩惠
の恩賜を以て御内閣に詔下すのである。且て本間謙の幕内にア賃
の恩由書を頒丁す歎然」、櫛屋にて天皇モモモル申丁す其内も
櫛屋議院を交替ち取れむ士官の審判文書等不當なもア賃合
十六日付を以てア櫛屋議院を交替上すのである。

櫛來書を關連せし其の櫛文を歎談丁且て主編書士谷外櫛上江
櫛屋書類を以てア全般決ア櫛屋御用事櫛也「本間謙上來此書
一式氣氛瞬滅アハ爾計へハ爾計へる櫛屋御用事櫛御用事櫛」
キテ其張羅致丁のである。

議二參圖要來書（前記参照）を櫛上且て要來書到宣さ列文
書證へるも其の櫛屋圖員小崎又ハ櫛屋宣書へ櫛屋參照）
キテ其張羅致丁のである。

財人協調會福岡出張所

根人協調會福岡出張所

阻止されたので同人に對する炭坑の措置不充分を理由に當局
（所長、勞務主任）を告訴することとなつた。
かくて双方の態度頗る强硬にして互に譲らず其の關係漸次尖
銳化して行つたのである。

2. 暴行事件（傷害罪）の發生

爭議團員（被解雇者）の一人たる山田龜松は十一月二十八日
午後四時半頃坑内に居住する實父の許へ寝具を取りに行く爲
正門より坑所内に入り約十町余の地點に達したる時多數の勞
務係員に暴行を加へられて治療日數十四日間を要する傷害を
受け、次いで同じく争議團員たる上村某は同日午後九時頃坑
所外を坑所内裏門に向ひ通行中尾行し來れる勞務係員數名の
爲に暴行せられ治療十日間の日數を要する傷害を與へられ、
更に亦争議團員溝口恵は十一月三十日正午過ぎ坑所内社宅に